

令和8年 第2回定例会（6月議会） 行政報告

令和8年6月10日

議会議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和8年第2回南山城村議会定例会をお願い申し上げましたところ、村議会議員の皆様には公私大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、平素から南山城村行政の推進に何かとご理解とご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、心から厚く御礼申し上げます。

令和8年第2回議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

まず1つ目ですが、今年のお茶の市況につきましては、昨年に引き続き好調に推移しております。今年は、昨年から降雨が少なかったことにより、干ばつによる茶の芽の生

育不良や 遅霜による被害などが懸念されましたが、春先の降雨やその後の好天により、お茶の生育への大きな影響は回避されました。荒茶生産量は、好調に推移し、お茶の市場での需要も、昨年度以上の活況をみせているところです。

南山城村に誘致をいたしましたてん茶工場は、昨年度から稼働いたしておりますが、このてん茶工場の稼働により、南山城村の茶生産基盤の強化及び品質向上に、大きく寄与していただいているものと感謝しております。

世界的な抹茶需要の高まりを背景に、高品質のてん茶を確保したい市場の動きが顕著となっており、取引状況も昨年を上回る好調さを示しております。

今後も、南山城村のお茶のブランドイメージアップを図るため、品質の向上及び生産量の確保に向けた茶業振興施策の取組を継続して推進してまいります。

2つ目ですが、 台風・線状降水帯等の災害への備えについて、触れさせていただきたいと思えます。

今年は、過日、6月3日に台風6号が、本州の南側を横

断いたしました。近畿では和歌山県に上陸し、九州から関東にかけて広い範囲で、台風による豪雨と強風により、被災がありました。

気象庁の発表によれば、台風の発生や線状降水帯の形成が多発すると見込まれており、これによる被害発生が懸念されております。

ここ数年、本村では大きな災害は発生していないものの、近年の気象状況の急変や異常気象による影響などを踏まえ、より一層気を引き締め、災害に対する備えや警戒が、必要と考えております。

気象庁では、災害に関する警戒レベルや避難行動のタイミングにつながるよう、防災気象情報の大きな見直しが行われ、より住民の避難行動につながる、わかりやすい「レベル」で判断できるようになりました。この改められた防災気象情報が、運用されてすぐに「レベル4の危険警報」や「レベル5の特別警報」の発令があったところです。

また、新たな線状降水帯発生予測情報の提供も開始されており、こうした情報を正しく受取り、正しく避難行動につなげられるように、これらの情報を活用した住民への迅

速、かつ的確な情報提供が求められております。

本村といたしましては、気象庁の新たな情報を積極的に活用し、住民への早期の注意喚起や避難行動につながる情報提供を行うため、防災行政無線、SNS、メール配信等を組み合わせた多重的な情報伝達体制の強化に、更に取り組んでまいります。

3つ目ですが、ごみ処理広域化検討協議会の状況について、ご報告させていただきます。

伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村の4市町村で構成する「ごみ処理広域化検討協議会」におきまして、6月2日に今後の方向性に関する協議が行われました。

この中で笠置町から、財政難を理由としたこの広域化の取組からの離脱が、表明されたところであります。これにより、今後、協議会の枠組みの見直しが必要となりました。

笠置町を除く、2市1村は、これまでの基本構想検討委員会が、今年の2月にまとめられた答申を踏まえ、方向性をそれぞれ示したところです。

答申では、次の2方式が示されております。

ひとつは、

組合設立方式（公設民営：DBO）は、これまで同様、一般廃棄物処理について、公共によりごみ処理を完結する方式です。

DBO方式は、4市町村が、施設整備費を負担し、運営管理を民間に長期包括運営業務として委託する方式ですが、事業費負担が大きく、財政への影響が懸念されております。

もうひとつは、

民間活用方式として、公民連携と外部委託がありますが、この方式の中には、民間と協力して特別目的会社（SPC）を設立し、その特別目的会社の民間事業者と施設整備、運営を一体的に行う事業契約を締結し、ごみ処理事業を行っていく公民連携方式による方法と、

既存民間施設への処理を委託する民間委託方式が、示されております。

公民連携方式は、事業者の参画、立地、規模等の検討課題があり、民間委託方式については、地域の理解や中継施設、再資源化の処理施設など、民間処理に依存する問題か

ら、安定したごみ処理が継続可能かなど、課題が多く、更なる検討を進める必要があります。

本村といたしましては、単独でのごみ処理が困難であることと、事業費やスケジュール等を総合的に勘案し、いくつかの大きな課題はあるものの、現実的な選択肢として、外部委託を基本とする方式が、妥当であると判断しております。

一方、名張市におきましては、検討委員会では検討に係る費用や時間的な制約などから、十分検証できなかった公民連携方式について、サウンディングなどの調査を含め、単独で検討を進め、秋頃を目途に方向性を示す方針が示されました。

また、伊賀市におきましては、4つの市町村で広域処理化することが、公設民営のDBO方式の前提としながらも、広域規模の縮小、単独による事業実施は、経済的な負担が多くなるなど、課題があることから、公設民営の可否や基本構想検討委員会で答申として示された、民間活用方式を

含め、更に検討を進めるとの見解が示されました。

今後は、笠置町が離脱した2市1村で協議会の枠組みを維持するとともに、各市村が、示した方向性について、更なる検討を行い、その結果を秋頃に再度、持ち寄ることで協議が整ったところであります。

本村としましては、これらの動向を踏まえつつ、財政負担やスケジュールを考慮した、最適な処理体制の確立に向け、引き続き2市1村で協議を進めてまいります。

以上で、第2回定例会開催にあたりましての行政報告とさせていただきます。